



## 奨励金・補助金概要

- ◆ 路線バス・タクシー運転者就職奨励金 P 1
- ◆ 路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金 P 2



# 路線バス・タクシー運転者就職奨励金

路線バス又はタクシーの事業者には運転者として採用された場合に、就職奨励金を交付します。

## 【採用時対象者】

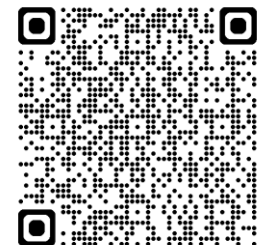
- ① 本市域内を営業区域として運行している事業者には、本市域内における路線バス又はタクシーの運転者として採用されていること。（雇用された日から遡って6か月以内に市内に本社又は営業所を有する路線バス又は、タクシー事業者から転職した者を除く。）
- ② 令和8年4月1日以降に採用され、1年間継続して雇用される見込みがあること。
- ③ 令和7年度の路線バス・タクシー運転者就職奨励金の交付を受けていないこと。
- ④ 採用日時時点で、70歳未満であること。

## 【採用1年後対象者】

- ① 採用時の奨励金の交付を受けた者であること
- ② 上記①の方で採用時と同じ事業者には雇用され1年が経過し、本市域内において路線バス又はタクシーの乗務をしていること



【市HP】



採用時

10万円



採用1年後

10万円

## 【問い合わせ先】

交通政策課 099-216-1113

# 路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金

交通事業者に対し、二種免許取得経費の一部について支援します。

## ① 補助対象事業者

- ・本市域内を営業区域として運行している路線バス又はタクシーの事業者

## ② 補助対象経費

- ・本市域内における路線バス又はタクシーの運転者として令和8年4月1日以降に採用された者が第二種免許取得に要した経費のうち、補助対象事業者が負担した額。(令和8年4月1日以降に補助対象従業員が第二種免許を取得し、取得した日の属する年度の年度末までに第二種免許取得に要した経費の支払いを完了したもの)

## ③ 補助額

- ・補助対象経費の4分の1以内の額

- ・上限額は、**路線バス事業者は1人につき10万円**、**タクシー事業者は1人につき5万円**

【市HP】



【問い合わせ先】

交通政策課 099-216-1113

